

広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5 月24日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

## 広島県公安委員会規則第 7 号

### 広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（平成18年広島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までの規定中「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（風俗案内業開始届出書等の添付書類）

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の届出に添付する同条第 3 項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 別記様式第 4 号の風俗案内業の方法を記載した書類
- (2) 事業所の使用について権原を有することを疎明する書類
- (3) 事業所の平面図及び事業所の周囲の略図
- (4) 事業を行おうとする者が個人であるときは、次に掲げる書類

ア 住民票（本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第 5 条第 1 項の外国人登録証明書とする。以下同じ。）の写し

イ 条例第 4 条第 1 号から第 6 号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 1 項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第 2 項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

エ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で風俗案内業を行うことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

- (5) 事業を行おうとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 条例第4条第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類

エ 役員に係る条例第4条第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(6) 条例第5条第1項第4号の事業所における業務の実施を統括管理する者に係る住民票の写し

2 条例第5条第2項の届出（変更に係るものに限る。）に添付する同条第3項の公安委員会規則で定める書類は、前項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものとする。

第6条中「第4条第2号」を「第7条第4号」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成24年広島県条例第36号）附則第2条第2項の規定により条例第3条第1項第1号に規定する地域で風俗案内業を行うことができる場合に係る条例第7条第4項の公安委員会規則で定める数値は、日出時から日没時までにあつては50デシベル、日没時から翌日の日出時までにあつては45デシベルとする。

第7条中「第4条第3号」を「第7条第5号」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの

第7条第4号中「条例第2条第1項各号に掲げる営業」を「接待風俗営業又は性風俗特殊営業」に、同条第8号中「条例第2条第1項各号に掲げる営業」を「接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業」に改める。

第8条中「第4条第4号」を「第7条第6号」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「条例第2条第1項第2号」を「接待風俗営業」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「客の」を「性風俗特殊営業又は異性の客の」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条中「第10条第2項」を「第15条第2項」に、「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「第10条第1項」を「第15条第1項」に、「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「第6条」を「第10条」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「第6条」を「第10条」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「風俗案内業を行う者（以下「事業者」という。）」を「事業者」に、「第5条第1項」を「第9条第1項」に、「第6条」を「第10条」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「第5条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（風俗案内受託時の許可証等の確認）

第9条 条例第8条第1項の確認は、当該接待風俗営業を営む者又は性風俗特殊営業を営む者（以下「営業者」と総称する。）に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第5条第2項の規定による許可証若しくは法第27条第4項若しくは第31条の2第4項の規定によって公安委員会が交付した書面（以下「許可証等」という。）を提示させ、又はその写しを提出させることによって行うものとする。

（台帳の作成等）

第10条 条例第8条第2項の公安委員会規則で定める方法による台帳は、営業者ごとに別記様式第5号又はこれに準じた様式により作成するものとする。ただし、同一の営業者から2以上の接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る風俗案内を受託する場合にあっては、当該接待風俗営業又は性風俗特殊営業ごとに作成しなければならない。

2 風俗案内業を行う者（以下「事業者」という。）は、前項の台帳（以下「風俗案内台帳」という。）を、当該風俗案内をやめた日から起算して3年を経過する日まで保存しておかなければならない。

3 条例第8条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 営業所の名称
- (2) 営業所又は事務所の所在地
- (3) 許可証等の文書番号
- (4) 前条の確認をした年月日
- (5) 風俗案内をやめたときは、そのやめた年月日

4 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、前条の確認に係る許可証等の写しを風俗案内台帳に添付したときは、前項第1号から第3号までの記載を省略することができるものとする。

5 事業者は、風俗案内台帳に記載した事項（前項の規定により記載を省略した事項を含む。）に異動があったときは、すみやかに当該異動の内容及び当該異動があった時期を当該風俗案内台帳に追記しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

地 域	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域 工 業 専 用 地 域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
用 途 地 域 の 指 定 の な い 地 域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
当該事業者が条例第5条第1項の規定による届出をして当該風俗案内業を開始した後に条例第3条第1項第1号に該当することとなった地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル

備考 1 左欄に掲げる地域については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定するものをいう。

2 右欄の「昼間」とは日出時から日没時までの時間、「夜間」とは日没時から翌日の午前零時までの時間、「深夜」とは午前零時から日出時までの時間をいう。

別記様式第1号を次のように改める。

(別記)

様式第1号 (第2条関係)

その1	※受理 年月日		※受理 番号	
<p>風俗案内業開始届出書</p> <p>広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第5条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
(ふりがな) 氏名又は名称				
住所又は主たる事務所の所在地		( ) -		
生 年 月 日		年 月 日生		
その法人に あつては、 代表者	(ふりがな) 氏 名			
	住 所	( ) -		
	生 年 月 日	年 月 日生		
(ふりがな) 事業所の名称				
事業所の所在地		( ) -		

その2 (風俗案内業を行おうとする者が法人の場合のみ記載)

役	(ふりがな)	
	氏 名	
	住 所	( ) -
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな)	
	氏 名	
	住 所	( ) -
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな)	
員	氏 名	
	住 所	( ) -
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな)	
	氏 名	
	住 所	( ) -
	生 年 月 日	年 月 日生

その3					
事業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の事業所の位置		事業所の床面積	㎡	
	風俗案内に使用する設備	種類	概要	要	数量
	音響設備				
	防音設備				
	その他の設備				
	統括業務管理する者	(ふりがな) 氏名			
住所		( ) -			
生年月日		年 月 日生			
事業を開始しようとする年月日			年 月 日		
※ 管轄警察署		警察署		受理者 ㊟	

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 4 「建物内の事業所の位置」欄には、事業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 5 「風俗案内に使用する設備」欄には、風俗案内に使用する設備（パーソナルコンピュータ等）について記載すること。
- 6 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 7 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 8 「その他の設備」欄には、風俗案内に使用する設備以外の設備（テレビ、テーブル等）について記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。





様式第5号（第10条関係）

風 俗 案 内 対 象 台 帳			
営業者の氏名又は名称			
営 業 の 種 別		<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 法第2条第1項第1号の営業 <input type="checkbox"/> 法第2条第1項第2号の営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業 <input type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号の営業 <input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号の営業 <input type="checkbox"/> 法第2条第7項第1号の営業	
営業所名称又は広告若しくは宣伝をする際に使用する呼称			
営業所又は事務所の所在地			
許 可 証 等 の 番 号			
確 認 年 月 日		年 月 日	
風 俗 案 内 を や め た 日		年 月 日	
異 動 事 項			
年 月 日	異 動 事 項	異 動 内 容	
		変 更 前	変 更 後

注1 営業の種別欄は該当する事項の□内にレ印を記入すること。

2 許可証等の番号欄は、法第5条第2項に規定する許可証又は法第27条第4項若しくは第31条の2第4項に規定する書面の番号を記載すること。

3 確認年月日欄は、条例第8条第1項の確認をした年月日を記載すること。

4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この公安委員会規則は、平成24年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この公安委員会規則の施行の際現に風俗案内を受託している事業者は、広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成24年広島県条例第36号。以下「改正条例」という。）附則第2条第5項の規定により読み替えて適用される改正条例による改正後の広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成18年広島県条例第4号）第8条第1項の規定による確認ができなかったときは、平成24年7月1日現在の状態に基づいて風俗案内台帳の記載を行うものとする。ただし、この公安委員会規則による改正後の広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第10条第3項第4号に掲げる事項については、これに代えて許可証等の確認ができなかった旨を記載するものとする。
- 3 この公安委員会規則による改正前の広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則別記様式第6号による様式により作成された身分証明書は、新規則別記様式第7号による様式により作成されたものとみなす。